

全ての子どもを伸ばす教育の実現

少子高齢化に伴う地域社会の変容、人間関係の希薄化、家庭環境の多様化など、コロナ禍も相まって、子どもを取り巻く環境の変化に拍車がかかっています。

学校教育が「ひとつづくり」の場であればこそ、誰一人取り残すことのない学びの保障に向けて、子ども一人一人が、それぞれのニーズに応じた学習の機会を得られるよう、全ての子どもを伸ばす教育の充実を目指します。

1 特別支援教育の充実

互いを認め合いながら共に生きる「共生社会」の実現を目指すため、障害等があっても合理的配慮のもとで共に学ぶインクルーシブ教育を推進する。

特別な教育的支援が必要な子どもたち一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を可能な最大限度まで高めるため、家庭や地域、医療、行政、福祉等関係機関との連携を図りながら、指導・支援を行う。

(1) 特別支援教育にかかる校内体制の充実

① 校・園内委員会と特別支援教育コーディネーターを中心とした校内体制の確立

- ・ 校・園長のリーダーシップの下、特別支援教育コーディネーターが校・園内委員会を企画・運営し、学校・園全体で特別支援教育に取り組む。
- ・ 保護者の相談窓口として、学校・園だよりやホームページ等で、特別支援教育コーディネーターの存在を周知する。

特別支援教育コーディネーターの主な役割

- ① 担任やスクールカウンセラー、生徒指導担当等と連携し、子どもに関する情報を収集する。
- ② 校・園内委員会において個に応じた支援体制や方法等について協議、調整を図る。
- ③ 関係諸機関との連絡・調整を行う。

② 相談支援ファイルの活用

- ・ 将来を見通した教育的支援を行うため、相談支援ファイルを活用する。
- ・ 医療や福祉サービスの利用の際に、相談支援ファイルを活用した双方向での情報共有に努める。
- ・ 入園・入学・進級・卒業時には、相談支援ファイルを活用して、学校・園や関係機関との情報共有及び引き継ぎを行う。

相談支援ファイル

幼児期から就労期までを見通した教育的支援を行っていくための情報を整理するファイル。保護者にとって次のようなメリットがある。

- ① 相談や懇談のときに、相談支援ファイルを見せながら話すことで、子どもの特性や支援のポイントを相手を読み取ってくれる。
- ② これまでの支援の内容を、学校と共有し、よりよい支援や合理的配慮を一緒に考えることができる。

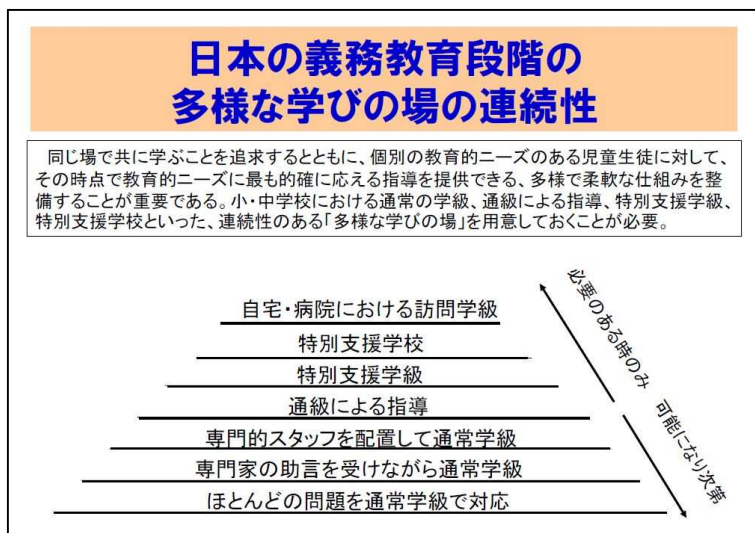


③ 全ての教職員の特別支援教育にかかる専門性や指導力の向上

- ・ 特別支援教育に関する校・園内研修会やOJTを計画的に実施する。
- ・ 各種研修講座やオンデマンド研修（VICIS動画配信や「NISE学びラボ^{※1}」等）の受講を進める。

※1 NISE学びラボ 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所（NISE：ナイセ）が、教職員向けに140以上の講義を配信している。四日市市では団体登録を行っている。

(2) 多様な学びの場における指導・支援



◀ 文部科学省（平成24年）「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」参考資料4から引用

四日市市では、通常学級から特別支援学級、特別支援学級から通常学級への転籍を柔軟に行っている。

特別支援学校への転出や特別支援学校からの転入もある。

インクルーシブ教育とは

中央教育審議会初等中等教育分科会報告に、インクルーシブ教育について次のように示されている。

- ① 障害のある子どもと障害のない子どもが、同じ場所で学ぶことを追求する。
- ② 個人に必要な合理的配慮を提供する。
- ③ その場合には、授業内容がわかり学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けているかどうか重要である。
- ④ そのために、特別な教育的ニーズのある子どもに対して、その時点で最も的確に指導を提供できる、連続性のある「多様な学びの場」を用意する。

① 幼稚園・認定こども園・保育園における就学に向けた支援

- ・ 巡回教育相談や保育所等訪問支援、CLM^{※2}（チェック・リスト・in 三重）等を活用して、幼児の発達特性を把握し、特性に応じた保育を工夫する。
- ・ U-8教室の利用や特別支援学級、特別支援学校への就学が必要と思われる幼児の保護者に、就学相談を受けるよう勧める。
- ・ 小学校と連携して計画的に幼児の観察や保護者相談等を行えるようにする。

② 小・中学校の通常の学級における指導・支援

- ・ 教室環境・学習環境を整備する。（基礎的環境の整備）

環境整備のポイント

- | | |
|--|--|
| <input type="checkbox"/> 刺激量を調整する。 | <input type="checkbox"/> 流れをパターン化する。 |
| <input type="checkbox"/> 学習用具類の定位置を決める。 | <input type="checkbox"/> めあて、することを明示する。 |
| <input type="checkbox"/> ルールを明確にする。 | <input type="checkbox"/> 板書やワークシートを工夫する。 |
| <input type="checkbox"/> 端的にわかりやすく指示する。 | <input type="checkbox"/> 写真や図を添えて説明する。 |
| <input type="checkbox"/> 授業の開始と終了をはっきりさせる。 | |

※2 CLM（チェック・リスト・in 三重） 幼稚園・認定こども園・保育園において発達に課題がある子の行動等を観察し、個別の指導計画を作成するために「あすなる学園」（現三重県立子ども心身発達医療センター）が開発したアセスメントツール。

- ・ 学びのユニバーサルデザイン化を図る。

学びのユニバーサルデザイン(UDL)の例

I 提示に関する多様な方法の提供

- 聴覚的に提示される情報を、代替の方法でも提供する。
- 語彙や記号をわかりやすく説明する。
- パターン、重要事項、全体像、関係を目立たせる。

II 行動と表出に関する多様な方法の提供

- 教具や支援テクノロジーへのアクセスを最適にする。
- コミュニケーションに多様な手段を使う。
- 適切な目標を設定できるようにガイドする。

III 取組に関する多様な方法の提供

- 課題の自分との関連性・価値・真実味を高める。
- チャレンジのレベルが最適となるよう求める(課題の)レベルやリソースを変える。
- モチベーションを高める期待や信念を持てるよう促す。

(学びのユニバーサルデザイン(UDL)ガイドライン Version 2.0^{※3}から抜粋)

- ・ 特性に応じた個別支援により自己肯定感・自己有用感を高め、二次障害を防ぐ。

自己コントロール・自己決定への支援の例

- 望ましい行動モデルを示す。
- ソーシャルスキルトレーニングを実施する。
- 自己決定できる場面を設定する。
- 予めルールを決めて、約束する。

見通しをもたせる支援の例

- 予め活動のスケジュールを示す。
- SOSのサインを決めておく。
- 視覚的な手がかりを示す。
- 全体指示の後、個別に声をかける。

- ・ U-8教室、通級指導教室、サポートルームを活用し、連携した指導を行う。

アンダー エイト

U-8教室(自信を高めるための4つの教室)

4歳児から8歳児(小2)までの発達に課題のある子どもとその保護者を対象に、「幼児ことばの教室」「まなびの教室」「ともだちづくり教室」「子どもの見方・ほめ方教室」を開設している。(こども未来部こども発達支援課)

通級指導教室

通常の学級に在籍する児童生徒のうち、言語障害、自閉症、情緒障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等、一部特別な指導を必要とする程度の障害のある児童生徒を対象とし、それぞれの障害の状態に応じた特別の指導(自立活動)を行う。

サポートルーム(小学校)

通常の学級に在籍する、発達に課題がある児童に対して、週1時間程度の取り出し授業を実施し、児童の学習や生活上の困難を改善・克服する。四日市市総合計画の推進計画事業として位置付いている。

※3 学びのユニバーサルデザイン(UDL)ガイドライン Version 2.0 日本語版翻訳:金子晴恵・バーンズ亀山静子

③ 小・中学校の特別支援学級における指導・支援

- ・ 将来の自立と社会参加を見据え、小学校段階から計画的にキャリア教育を行う。
- ・ 小集団活動を大切にし、子どもの実態や学級集団の状況に応じて学習形態を工夫する。
- ・ 子どもが興味をもって学習に取り組めるよう、ICTを活用する。
- ・ 心身の調和的発達を目指し、教育活動全体を通じて計画的に自立活動に取り組む。
- ・ 知的障害のある子どもについては、特別支援学校の学習指導要領を参考にして「生活単元学習」「遊びの指導」「日常生活の指導」「作業学習」といった教科等を合わせた指導を、実態に応じて取り入れる。

知的障害のある児童生徒の学習上の特性等

- 学習によって得た知識や技能が断片的になりやすく、実際の生活の場面に活かすことが難しい
 - ⇒ 実際の生活場面に即しながら、繰り返し学習する
 - ⇒ 継続的、段階的な指導が重要
 - 成功体験が少ないことなどにより、主体的に活動に取り組む意欲が十分に育っていないことが多い
 - ⇒ 頑張っているところやできたところを細かく認めたり、称賛したりする
 - ⇒ 抽象的な内容の指導よりも、実際の生活場面の中で具体的に思考や判断、表現ができるようにする指導が効果的
- (知的障害特別支援学級担任のための授業づくりサポートキット(小学校編)「すけっと」※4から抜粋)

- ・ 障害のある子どもと障害のない子どもが共に学ぶ交流及び共同学習を実施する。

交流及び共同学習のねらい

- ① 相互のふれ合いを通じて豊かな人間性を育むことを目的とする交流の側面がある。
- ② 教科等のねらいの達成を目的とする共同学習の側面がある。

(3) 個に応じた支援の追求

① 個別の指導計画・個別の教育支援計画に基づく指導・支援

- ・ 保護者と協働して、個別の指導計画・個別の教育支援計画を作成し、指導・支援に生かす。(個別の指導計画・個別の教育支援計画の様式は相談支援ファイルに含まれている。)

② 合理的配慮の提供

合理的配慮とは

障害のある子どもが、他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要なものであり、学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの。

- ・ 本人・保護者から合理的配慮の申し出を受けた場合は、校内委員会で決定して実施する。
- ・ 本人・保護者が求めている内容に対応できない場合は、代替手段を提案し、合意形成を図る。

※4 知的障害特別支援学級担任のための授業づくりサポートキット(小学校編)「すけっと」 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所の研究成果物で、授業づくりに特化した内容を掲載している。実践編、理論編、資料編、別冊事例編から成る。

IV 全ての子どもを伸ばす教育の実現

〈四日市市学校教育ビジョン 基本目標4ー②〉

- ・ 合理的配慮の内容を個別の教育支援計画または個別の指導計画、あるいは合理的配慮シート（四日市版インクルDBを参照）に明記する。
- ・ 小学校と連携して計画的に幼児の観察や保護者相談等を行う。
- ・ マルチメディア・デジジー教科書や学習者用デジタル教科書、支援機器としてのタブレット端末のカメラ機能等、ICTを活用する。
- ・ 高等学校の入学者選抜試験等において合理的配慮を求めていく根拠とするためにも、配慮の効果を客観的に評価し記録しておく。

LDの生徒の定期テストにおける合理的配慮の例

- 定期テストの様式が教科で違い、問題と回答欄がわかりにくいいため、問題と解答欄を蛍光ペンで色分けしている。
- 小テストや定期テストの問題文にルビを振っている。

四日市版インクルDB

四日市市の合理的配慮の実践事例データベース。

マルチメディア・デジジー教科書

日本障害者リハビリテーション協会が無料で提供しているデジタル教科書で、読み書きに困難のある児童生徒の学習支援において有効である。四日市市の小中学校で使用している教科書にも準拠しており、学校の端末だけでなく個人の端末でも使用できる。教育支援課がダウンロード支援を行っている。

③ 配置されているスタッフと連携した支援

- ・ 介助員、特別支援教育支援員の配置がある学校では、担任が中心となって、対象の子どもの様子について日々情報共有を行い、支援の目標と手立てを確認した上で、連携した支援を行う。
- ・ 医療的ケアサポーター（学校看護師）の配置がある学校では、主治医の指示書にある医療的ケアを実施する。対象の子どもへの医療行為以外の支援は、医療的ケアサポーターだけでなく、担任や介助員、特別支援教育支援員等が連携して行う。

④ 専門家の助言の活用

- ・ 必要に応じて地域特別支援教育コーディネーターの訪問や特別支援学校による地域支援を要請し、子どもの観察や指導・助言を受け、指導・支援の検討に役立てる。
- ・ 教育支援課が計画的に派遣する特別支援教育アドバイザー、教育支援課スーパーバイザー（中学校のみ）による子どもの観察や指導・助言を受け、指導・支援の検討に役立てる。

2 日本語指導が必要な子どもへの指導の充実

外国人児童生徒等が、日本語力や学力を身に付け、自らの能力を生かし、社会の一員として自立するために必要な力を付けられるようにする。

そのために、外国人児童生徒等教育においては、個々の子どもの実態に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行い、日本語の初期適応指導や学校生活への適応、学習内容の定着を進め、子ども一人一人が自ら進路を切り開いていける力を育成する。

また、多文化共生教育では、多様な文化的背景や価値観を持つ人々を尊重し、共に学び、共に生きる子どもの育成を目指す。

(1) 外国人児童生徒等教育の推進

- ・ 子どもの日本語能力を「JSL 対話型アセスメント DLA」※¹（四日市版）等を活用して把握し、学校生活における円滑な適応指導および日本語指導等の充実を図る。
- ・ JSL カリキュラム※²に基づいた、誰もがわかりやすい授業づくりを行い、教科の学習を進める上で必要な日本語能力を育て、学力保障や進路保障につなげる。

① 円滑な就学への支援

○幼稚園・認定こども園・保育園と連携した情報共有や支援体制の共有

② 受け入れ体制づくり

○校内支援体制、組織の整備・改善 ○就学ガイダンスの実施
○成育状況・言語力・家族の日本語力等の把握 ○学校説明会の実施

③ 初期適応指導・初期指導型日本語指導

○取り出し指導での「特別の教育課程」に基づいた適応指導

- ・ 受け入れ後3～4ヶ月を目安に進め、必要となる習慣、ルール等を指導する。
- ・ 在籍学級において「日本語で学習活動に参加する力」をつけることを目標に支援・指導を行う。

④ 教科指導型日本語指導・教科指導・進路指導（取り出し指導及び在籍学級での指導）

○子どもにつけたい力を明らかにしながら、教科指導を通して「日本語で学習活動に参加する力」を育成する授業実践

- 学年相当の学習言語習得のための支援（入り込み指導等）
- 指導のあり方について、担任と適応指導員との情報共有
- キャリア教育や相談支援、進学ガイダンスへの参加呼びかけ、各校での進路説明会の開催

JSL 対話型アセスメント DLA（四日市版）等を活用して日本語能力を把握し、支援や指導方針を検討する。

＜JSL カリキュラムの授業づくり＞

- 教科指導を通じて「日本語で学ぶ力（思考力、表現力等）」を育成する。
- 教科としての目標と合わせて、「日本語の目標」を設定する。
- 「教科の目標」の達成に不可欠な単語や文章を「日本語の目標」にする。
- 「日本語の目標」を設定後、語彙力や表現力、思考力が育まれるような指導計画を作成する。
- 誰もがわかりやすい授業の工夫を行う。
 - ・理解支援のため、視覚化や例示等の工夫をする。（効果的なICT機器の活用）
 - ・表現支援のため、表現方法やモデル等を示す。
 - ・記憶支援のため、身体化・物語化等を行う。

(2) 多文化共生教育の推進

- ① 総合的な学習の時間等において、異なる文化に触れる体験等、多文化共生を視点にした教育活動を計画的に実施する。
- ② 共によりよく生きる社会を築くために、異なる文化を持つ人々と協調し、多様な人々の生活、習慣、価値観について、違いを違いとして認識し、共に新たな価値を創造できるような多文化共生教育の実践を進める。
- ③ 国際的な広い視野をもち、相手の立場を尊重しつつ、自分の考えや意思を表現できるコミュニケーション能力の育成を図る。

※1 JSL対話型アセスメントDLA (Dialogic Language Assessment)

学校において児童生徒の日本語の能力を把握し、その後の指導方針を検討する際に参考となるもの

※2 JSL (Japanese as a Second Language:第2言語としての日本語) カリキュラム

文部科学省が開発して、初期指導型の日本語指導と在籍学級での教科指導をつなぐ指導方法。日本語で学習活動に参加できる力の育成を目指す。

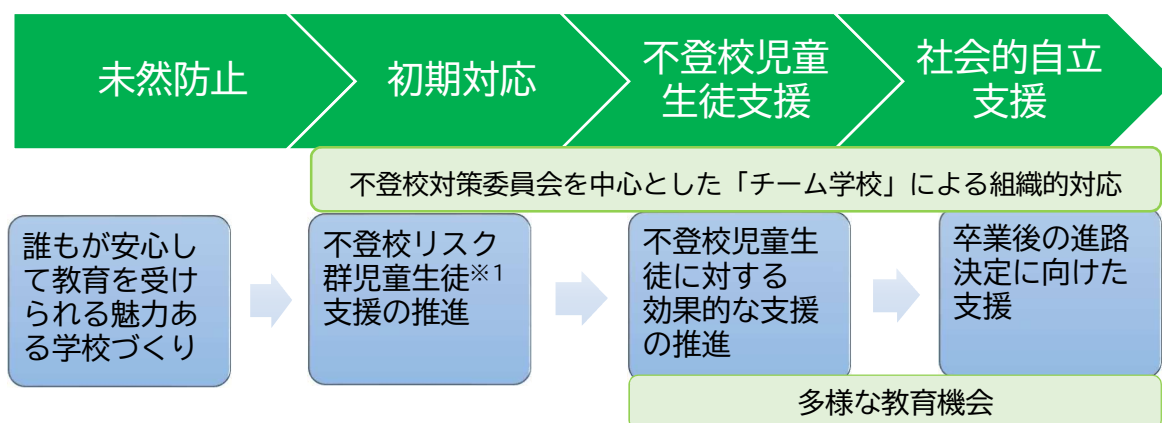
Ⅳ 全ての子どもを伸ばす教育の実現

〈四日市市学校教育ビジョン 基本目標 4-④〉

3 不登校児童生徒への支援

不登校児童生徒の支援は、学校や教室への復帰を支援することはもちろんのこと、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要がある。

そのために、不登校対策委員会を中心とした組織的・計画的な支援（「チーム学校」による組織的な対応）を、児童生徒の個別の支援計画に基づいて実施する。



(1) 安心して教育を受けられる学校づくり（未然防止）

- ・ 「わかる授業」「児童生徒間、教師と児童生徒の人間関係づくり」「居場所づくり」など、日々の学校生活を充実させ、全ての児童生徒にとって、魅力ある学校づくりを目指す。
- ・ いじめ、暴力行為、体罰などを許さないなど、安心して教育を受けられる学校づくりを推進する。
- ・ 児童生徒の学習状況に応じた指導方法や指導体制を工夫改善し、個に応じた指導の充実を図る。
- ・ 児童生徒が社会の中で自分の役割を果たしながら自分らしい生き方を実現し学び続けるために、キャリア教育を推進する。

(2) 予兆を含めた初期段階からの組織的・計画的支援の推進（初期対応）

- ・ 幼稚園・認定こども園・保育園・小学校・中学校が、「学びの一体化」などにより、互いに不登校のリスクが高い幼児児童生徒について情報共有し、一貫性、連続性のある支援を行う。
- ・ 日常の児童生徒の観察や定期的な教育相談により児童生徒の様子や心の状況を把握する。また、Q-U調査や各種アンケートなどを活用して、適切な声かけや緊急の教育相談を行う。
- ・ 連続欠席3日の児童生徒、不登校リスク群※1児童生徒など、予兆の対応を含めた初期段階から、児童生徒の問題行動・不登校等に関する実態報告「様式3」（以下、「様式3」）を個別の支援計画として活用し、不登校対策委員会を中心とした組織的・計画的な支援を行う。

(3) 個々の状況に応じた支援（不登校児童生徒支援）

- ・ 校長のリーダーシップの下、不登校対策委員会を中心に、教員だけでなくスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとも連携協力し、組織的な支援体制（チーム学校）を整える。

※1 不登校リスク群児童生徒 不登校になる可能性が高いと考えられる児童生徒。具体的には、欠席10日以上、遅刻30日以上早退30日以上、別室登校のいずれかの状況にある児童生徒。

- ・ 不登校児童生徒に対する適切な対応のために、各学校において中心のかつコーディネーター的な役割を果たす不登校対応教員を明確に位置付ける。
- ・ 「子どもの心を見つめてー不登校の子どもへの指導の手引ー」「登校を促す早期アプローチー不登校児童生徒への支援ー」を活用し、「様式3」の「今後の見通し」と「対応」に基づいたきめ細かな対応を行う。
- ・ 個別の支援計画や指導計画に基づく支援期間を設定し、その都度計画の見直しを行う。
- ・ 福祉や医療機関、地域の関係者及び民間施設やNPO団体などと積極的な連携・協力を図る。

(4) 多様な教育機会の確保

- ・ 児童生徒の状況に応じ、多様な学びの場を活用して、社会的自立を目指せるようにする。
- ・ 登校が困難な児童生徒には、登校サポートセンターへの通級、民間施設への通所やICTを活用した在宅学習など、当該児童生徒の教育機会を確保できるよう必要な情報提供を行う。
- ・ 当該児童生徒が民間施設を活用する場合は、児童生徒の指導・支援に必要な情報を交換するなど連携・協力をを行う。

多様な学びの場

学校内

校内ふれあい教室での指導、別室での指導やタブレット端末を活用したオンラインでの授業参加、授業時間外の登校での個別指導 など

学校外

家庭訪問による指導、ICT等を活用したオンライン指導、登校サポートセンターの通級、民間施設の通所やICTを活用した在宅学習 など

(5) 児童生徒の卒業後を見据えた支援（社会的自立支援）

- ・ 中学校入学時になめらかな接続となるよう、小学校では中学校生活を意識した支援や指導を実施する。
- ・ 中学校卒業時に進路が決定できるよう、早期からの進路指導を実施する。
- ・ 中学校卒業時に進路が確定しない場合にも社会とのつながりを絶やさないよう、相談できる窓口や社会的自立を支援するための民間施設などの紹介、定期的な状況の見守りを行う。